

町の未来を考える座談会を開催します

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(221)

■鹿大生とともに 10年後の町の未来を考える座談会を開催します

大崎町で卒業研究を行ってきた鹿児島大学法文学部学生(酒井ゼミ)による座談会を開催します！
私たちと一緒に町の未来について考えませんか？

住民の皆さまや大崎町に関心ある方なら、大人・子ども誰でも大歓迎です！

【日時】 3月6日(土) 9:00～12:30 【場所】 旧おおさきマルシェ(三文字交差点)

【内容】 ①リサイクルの10年後を考えよう ②町に住む外国人について知ろう
③外国人との共生を考える座談会

【申し込み方法】 (3月1日月曜日締め切り 定員15名)

①お名前 ②電話番号 ③所属(学生、社会人など) ④ごみの分別・回収に関する意見、提案、
困っていることなどをメール(k8966094@kadai.jp)に記載し、鹿児島大学法文学部担当ま
までお申し込み下さい。

・電話での申し込み→☎080-8587-8862までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、手指消毒、マスクの着用にご協力ください。
参加前に37.5℃以上の発熱がないことを確認し、体調がすぐれない場合は参加を控えて
くださいますようお願いいたします。
座談会は状況によりやむを得ず中止になる場合がございます。

低未利用土地の譲渡所得控除について

問 建設課 都市計画係
☎476-1111(154・155)

令和2年度税制改正により、低未利用土地等の適切な利用・管理促進のため、個人が当該土地等の一定要件を満たす譲渡をした場合に、譲渡者の長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置が新設されています。

この特例措置を利用するための確認書の交付を希望される方は、建設課都市計画係まで申請をお願いします。

【適用期間】	令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間における一定の要件を満たす譲渡
【適用条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡した土地等が都市計画区域内であること ・譲渡した者が個人であること ・土地とその上物の取引額の合計が500万円を超えないこと ・譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること <p>※その他条件については、建設課都市計画係までお問い合わせください。</p>
【提出書類】	低未利用土地等確認申請書 他 ※様式及び添付書類については町ホームページ又は建設課都市計画係までお問い合わせください。
【留意事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書の交付は、本特例の適用を確約するものではありません。 ・申請書を受理してから確認書の交付まで、1週間程度かかりますので余裕を持って申請してください。 <p>※本制度の詳細については、国土交通省のホームページまたは税務署にお問い合わせください。</p>